

公益財団法人梅若会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人梅若会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中野区におく。

2. この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、我が国固有の伝統芸能である能楽の普及振興及び人材育成を図るため、能楽の公演及び伎芸の伝承・継承と能舞台等の貸与を広く一般へ行い、もって我が国芸術文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 能楽の公演開催及びその他の普及啓発活動
 - (2) 能楽を後世に伝承・継承するための人材育成
 - (3) 能楽の伎芸等研鑽の場及び伝統芸術、伝統文化の発展を目的とする団体等へ能舞台等の貸与
 - (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
2. 前項第1号及び第2号の事業は、本邦及び海外、第3号の事業は東京都において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。